

はやぶさ

Hayabusa



Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2016.5

相模原法人会広報誌

No.201 隔月刊





大凧まつり

例年の大凧まつりの会場。
こどもの日と重なって、
大空に舞っている鯉のぼりの下、
会場は大凧揚げの準備で大忙し。
満員の観客が
今か今かと待ちかねている中、
竜王太鼓が大凧が無事揚がるようにと
威勢良く響き渡っています。

撮影地／新磯地区河川敷会場 撮影者／松田廣司

はやぶさ 2016年5月号 No.201 INDEX

法人会を支えるひと
株式会社 伊波総建
伊波 耕文さん 2

ハイライト
平成28年度
税制改正法案可決、
法人会の改正要望実現へ 4

平成28年度
事業計画(案)及び予算(案)承認 ... 9

青年部会 租税教室を実施 11

活動フラッシュ 12

相模原税務署からのお知らせ 14

花子と太郎の見てある記
有限会社 天神屋 16

知っていますか?障害者差別解消法 ... 18
新会員紹介 平成28年2・3月

読者プレゼント
環境に優しい「無洗米」 19

法人会を支える

ひと

株式会社 伊波総建

いなみ こうぶん
伊波 耕文さん
麻溝地区

仕事一筋25年 今したいことは 奥さま孝行

たった三人で独立
支えてくれたのは「内助の功」

南区下溝、道保川のほとりに建つ伊波総建。創業者・伊波耕文さんは、25年前に会社を立ち上げ、以来仕事一筋に取り組んでいます。

事業内容は土木工事が主で、今は不動産関係の宅地造成の受注が多いそうです。

「何十棟分かの宅地を開発し、道路や公園を造り、上下水道を入れるインフラ設備までをしています」

地域の開発に勤しむ伊波さんは、相模原生まれの相模原育ち。生粋の相模原っ子です。

「子どもの頃は道保川で魚を釣ったり、泳いだりしたものです。昔はもっと水が多かったのですよ」

子どもの頃はあまり目立たない、大人しい子どもだったそう。でも、早くから今の片鱗が…。

「私の実家は農家で、9人の兄弟がいてあまり裕福では



👤 そろそろ奥さま孝行をしたい 旅行に連れて行きたい

創業して今まで、ずっとめまぐるしい日々。時間に追われるのは今も同じですが、近年は仕事だけによるものではありません。顔が広い伊波さんは、地域活動にも汗を流します。法人会もその一つ。

「いつの間にか役員をやるようになりました。会計を終え、今は副地区長です」

法人会の地区会員は気のおけないメンバー。プライベートでも意気投合しているお仲間だそう。

「この地区は、会員さんは多くないけれど団結しています。仲の良いグループじゃないかなと思います。昔からの地元の人が多いからだと思います」

近年は、自治会長も兼務されていたそう。

「会計、副会長、会長と計6年。ちょうど今、終わったところで、ほっとしているところです」

会社も育ち、地域活動もひと段落ついたところで、今、ある気持ちが急に大きくなっています。

「そろそろ妻と少しゆっくりしたいと思っているんです。旅行にも連れて行きたい。でも、なかなか難しいですね。休みが取れません」

仕事に追われる日々では、これまで夫婦水入らずの時間をとるのもままなりませんでした。

「ちゃんとした新婚旅行も行ってないんですよ。1時間で行ける鎌倉でした。もう40年前ですね」

夫婦二人三脚で、ここまで来られたのは素晴らしいこと。だからこそ奥さま孝行をしたい。二人力を合わせて9月で丸25年。「よくやってきたね」としみじみ言われる奥様に「まあねえ」と目を細める伊波さん。こうしていただけることがありがたい。

「今は景気が良くなって、どこも大変でしょう。そんな中、続けていられるのは幸せなことです」

そう話す伊波さんは、会社が末永く続くこと、法人会員が増えて行くことを願っています。

その未来に朗報が。この7月に、4人目のお孫さんがお生まれになるご予定。ご生家のような大家族が相模原の地に、また一つ誕生します。

なかったもので、将来はとにかく一生懸命働こうという思いがありました」

今のお仕事を始められたのは、ご兄弟の縁から。初めは、お兄様の会社を手伝っていたそう。20数年そこで経験を積まれた後、起業されました。

たったの三人で独立し、苦労があったそうです。「初めは仕事を受注するのが大変でした。当時よくあったのは排水設備工事。公共汚水桝に接続する個々の家の周りの小さな工事をやっていました」

支えてくれたのは「内助の功」。ひたすら経理を担ってきた奥様は、当時をこう回想します。

「事務もやったことはなくて全然知識はありませんでした。銀行で教えてもらい、義理の姉さんに教えてもらい、全てを教えてもらいながらでした。良い勉強になったな、人生良かったなと思います」

人生が良かったと言えるのは今の隆盛があるから。25年目を迎える今年、従業員は28人を数えます。

平成28年度 税制改正法案可決、 法人会の改正要望実現へ

平成28年度税制改正法案である国税及び地方税関係の法案が3月衆参両議院本会議で可決成立いたしました。平成28年度税制改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等が行われるとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度が導入されることとなりました。また、あわせて少子化対策や地方創生を推進するための税制措置等が講じられました。



法人会では、昨年9月に「平成28年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、法人実効税率の引き下げなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。

本誌では、主な改正内容と法人会の要望の実現事項を掲載致します。



Chapter 1

法人課税

成長志向の法人税改革

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した改革を更に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革します。

参考▶ 改革初年度(平成27年度改正)における対応

- (1) 税率の引下げ 国・地方の法人実効税率 34.62% → 32.11%
- (2) 課税ベースの拡大等
 - ① 欠損金繰越控除の見直し
 - ② 受取配当等益金不算入の見直し
 - ③ 法人事業税(地方税)の外形標準課税の拡大
 - ④ 租税特別措置の見直し(研究開発税制の見直しなど)

法人会の提言

我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。

実現 (1) 税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には**23.4%**に、平成30年度には**23.2%**に引き下げます。
※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

参考▶ 国・地方の法人実効税率

目標としていた「法人実効税率20%台」を、改革2年目に実現します。

	従前	平成27年度 (改革初年度)	平成28年度 平成29年度 平成28年度改正(改革2年目)	平成30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割(※)	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(※) 大法人の場合。平成28年度までは地方法人特別税を含みます。

(2) 課税ベースの拡大等

① 租税特別措置の見直し

- 生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	現行	平成28年度	平成29年度
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	廃止

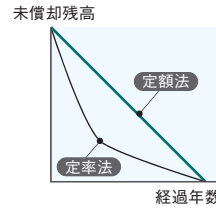
※それぞれ、4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

- その他、環境関連投資促進税制や雇用促進税制などの見直しを行います。

②減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化します。

	現行	平成29年度改正
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法



※平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

法人会の提言

少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

実現 ③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、その適用期限が2年延長されます。なお、その適用対象者から、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は除外されます。

この制度は、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得等した場合、減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することができる措置です。

④欠損金繰越控除の更なる見直し

改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するための見直しを行います。

	従前	現行（平成27年度改正後）	平成28年度改正
控除限度 (大法人)	所得の80%	平成27年度 → 所得の65% 平成28年度 → 所得の65% 平成29年度以後 → 所得の50%	[平成27年度 → 所得の65%] 平成28年度 → 所得の60% 平成29年度 → 所得の55% 平成30年度以後 → 所得の50% ※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。
繰越期間	9年	平成29年度以後の欠損金 → 10年	平成30年度以後の欠損金 → 10年 ※平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

法人会の提言

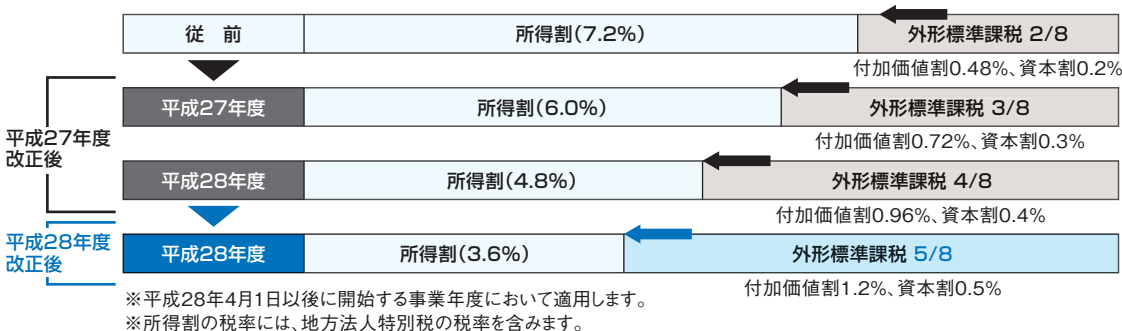
平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

実現 ⑤中小法人の交際費課税の特例の延長

中小法人の交際費課税の特例（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。また、交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金算入できる措置（大法人も適用可）も適用期限が延長されます。中小法人の場合は、選択適用が可能です。

参考▶ 法人事業税（地方税）の外形標準課税の更なる拡大

●改革を加速し、大法人について、外形標準課税を更に拡大します。



●一定規模以下の法人に負担増が生ずる場合には、その一部を軽減します。（平成28～30年度）

法人会の提言

被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

実現 復興を支援するための措置

復興特区の税制（機械等の特別償却等、被災雇用者等を雇用した場合の税額控除等）について、一定の見直しを行うつつ、適用期限を5年延長します。その際、被災地の実情を踏まえて要件の一部を緩和します。

消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正

- 暫定措置である地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に還元します。
 - 地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げと、地方法人税（全額が地方交付税の原資）の税率引上げを行います。
- ※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。



Chapter 2

消費課税

軽減税率制度の創設

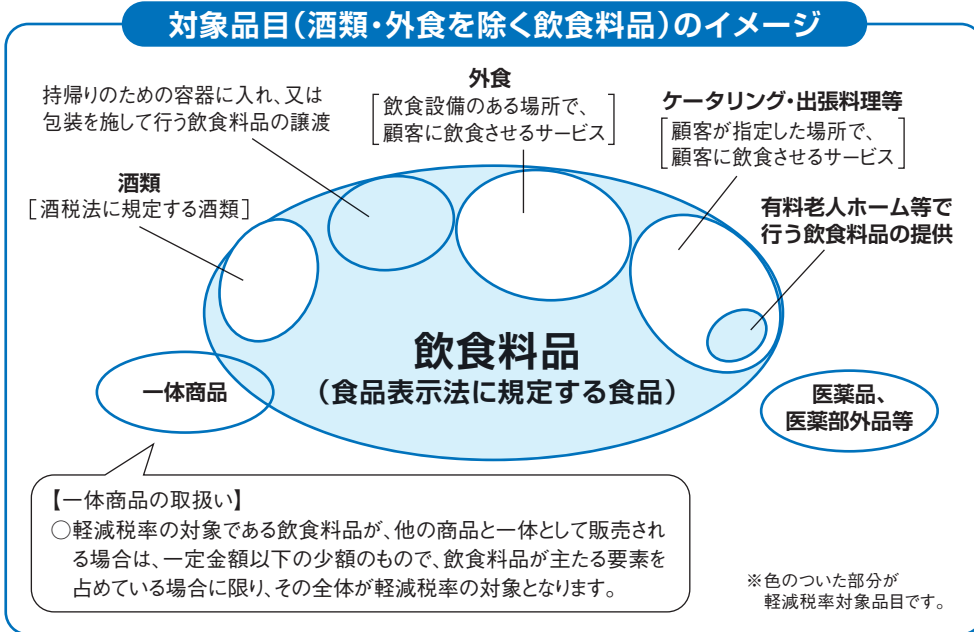
(1) 軽減税率制度の概要

消費税率引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、

- 平成29年4月1日より「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に消費税の軽減税率制度を導入します。

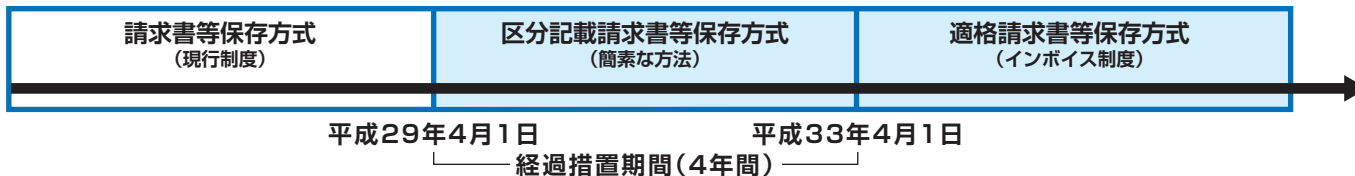
※輸入時に課される「酒類を除く飲食料品」の消費税についても軽減税率の対象となります。

- 軽減税率対象品目の税率は8%とします（標準税率は10%）。



複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から、

- 平成33年4月より適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を導入します。
- 平成29年4月から4年間は事業者の準備等の執行可能性に配慮し、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）を導入します。



(2) 税額計算の方法

① 区分記載請求書等保存方式 平成29年4月から平成33年3月まで

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講じます。

■ 請求書等

- 売り手が発行する請求書等の記載事項

現行の記載すべき事項に、

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)が追加されます。

※現行と同様、「請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

● 買い手は、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

※免税事業者も、区分記載請求書を交付することができます。

※①及び②の記載がない請求書等については、買い手が事実に基づき追記できるものとします。

※現行と同様、

- ・売り手には区分記載請求書の交付及び写しの保存義務はありません。
- ・帳簿の保存も仕入税額控除の要件となります。
- ・支払対価の額が3万円未満の場合や区分記載請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿の保存により仕入税額控除をすることができます(区分記載請求書の保存は不要です)。

■ 納付税額の計算方法

● 現行と同様、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ(仕入れ)に係る消費税額を計算する「割戻し計算」を維持します。

■ 経過措置(売上税額の計算の特例、仕入税額の計算の特例)

● 売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合^(注)を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができる特例を設けます。

(注)	対象者	割合
①	仕入れを管理できる卸売・小売事業者(簡易課税制度適用事業者を除きます)	仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合
②	①以外の事業者	通常の連続する10営業日の売上総額に占める軽減税率対象品目の売上金額の割合
③	①・②の計算が困難な事業者(主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限ります)	50%

※中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下)は、軽減税率制度の導入から4年間(平成29年4月から33年3月までの期間)この特例を選択することができます。
 ※中小事業者以外の事業者(基準期間における課税売上高が5千万円超)も、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)、同様の特例を選択することができます。

● 仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合^(注)を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例を設けるほか、簡易課税制度の事後選択による適用等を可能とします。

(注) 売上げを管理できる卸売・小売事業者(簡易課税制度適用事業者を除きます)…売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合

※仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)選択することができます。

※簡易課税制度の事後選択による適用等の特例は、それぞれ次のとおりです。

- ・中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下)は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間)、簡易課税制度の事後選択をすることができます。
- ・中小事業者以外の事業者(基準期間における課税売上高が5千万円超)は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)、簡易課税制度に準じた方法による計算をすることができます。

② 適格請求書等保存方式 平成33年4月以降

■ 請求書等

● 売り手が発行する請求書等の記載事項

区分記載請求書の記載すべき事項に、

- ① 登録番号
- ② 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ③ 税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)が追加されます。

● 平成33年4月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けた課税事業者(売り手)は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます(適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみ適格請求書等を交付することができます)。

● 買い手は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除をすることはできません。ただし、適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を控除することができます)。

■ 納付税額の計算方法

売上税額・仕入税額の計算は、適格請求書等(またはその写し)に記載された消費税額を積み上げる「積上げ計算」と、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ(仕入れ)に係る消費税額を計算する「割戻し計算」のいずれかの方法によることができます。

「区分記載請求書」
(イメージ)

請求書

○御中
□月分 21,800円(税込)

□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円
□月8日 割りばし 4箱 5,500円

合計 21,800円

(10%対象 11,000円)
(8%対象 10,800円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象であることを示します。

「適格請求書」
(イメージ)

請求書

○御中
□月分 20,000円(本体)
消費税 1,800円

□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円
□月8日 割りばし 4箱 5,500円

合計 20,000円 消費税 1,800円

(10%対象 10,000円 消費税 1,000円)
(8%対象 10,000円 消費税 800円)

△△(株)

登録番号 xxx-xxx
「※」は軽減税率対象であることを示します。

参考 地方税における車体課税の見直し

自動車取得税の廃止

自動車取得税について、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月に廃止します。

自動車税及び軽自動車税における環境性能割の創設

自動車税及び軽自動車税において、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を、平成29年4月から導入します。環境性能割においては、税率適用基準として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることで、自動車の消費の喚起、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図ります。

Chapter 3

個人所得課税・資産課税

(1) 三世同居に対応した住宅リフォームに係る特例

自己の有する家屋に三世同居対応改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用することができる制度を導入します。

【対象工事】 1:キッチン 2:浴室 3:トイレ 4:玄関

【対象工事要件】 ①上記1から4までのいずれかを増設すること。
②改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること
③対象工事の費用が50万円超であること。

①ローン控除の特例

三世同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

$$\text{控除額} = \text{ローン残高} \times \text{控除率}$$

	ローン残高	期間	控除率
① 増改築工事全体	~1,000万円	5年	1.0%
② うち三世同居対応改修工事	~250万円	5年	2.0%

※①は上限7.5万円、②は上限5万円で、毎年合計12.5万円を上限(5年合計で62.5万円を上限)

②税額控除の特例

三世同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額(限度額:25万円)を、その年分の所得税額から控除

(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋(その敷地を含みます。また、その家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをしたものに限り、)又は除却後の土地の譲渡(相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に限り、)をした場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる制度を導入します。

※主な適用要件

- ①相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンション等を除きます。)であって相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。
- ②譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
- ③譲渡価額が1億円を超えないこと。

法人会の提言

中小企業にはアベノミクス効果が十分に届いていないという現実も十分に認識する必要がある。地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長がなければ、日本経済の真の再生は望めず、税制面からもさらなる対応が必要である。償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。

実現 地方税における機械及び装置の固定資産税の特例措置の創設

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行の日から30年度末までに、一定の機械及び装置の取得をした場合には、固定資産税の課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする特例措置を創設します。

平成28年度

事業計画(案)及び予算(案)承認

平成28年3月11日の理事会において、当会の平成28年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました。

平成28年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本的指針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を65%の比率としています。

以下、平成28年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。尚、詳細につきましては、ホームページで情報公開しておりますのでご確認下さい。

平成28年度事業計画案

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らがバランスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単体会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施
 - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会 (公益目的事業1-1)
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 改正税法説明会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Webサイトによる税情報の発信

- (7) 源泉部会税務研修会
- (8) 女性部会及び青年部会税務研修会
- (9) 地区支部税務研修会

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(公益目的事業1-2)

- (1) 租税教室実施に向けての調査研究及び実施
- (2) 租税教育用小学生向けマンガ寄贈
- (3) 相模原市主催イベント等での租税教育用「紙芝居」実施
- (4) 相模原市主催イベントでの税金クイズ等
- (5) 地域イベント参加による税金クイズ等

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(公益目的事業1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集い
- (7) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

(公益目的事業2)

- (1) 労務相談
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会(本部・部会・支部)
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

(公益目的事業3)

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
- (2) 健康セミナー(部会・支部)
- (3) 女性部会絵手紙作成、送付

- (4) 女性部会タオル収集及び寄贈
- (5) 女性部会使用済み切手収集及び寄贈
- (6) チャリティイベント(本部・支部)
- (7) 地域イベントへ参加(支部)
- (8) 地域美化運動
- (9) 中学生職場体験支援事業
- (10) 一般社団法人神奈川県法人会連合会
森林再生事業
- (11) その他会員及び一般に有益な事業(支部地区)

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 支部施設見学会
- (7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度取入の「3年10億円増収計画」

- ① 経営者大型保障制度の普及推進 /
引受保険会社:大同生命保険株式会社
- ② 経営保全プランの普及推進 /
引受保険会社:AIU損害保険株式会社
- ③ がん保険制度の普及推進 /
引受保険会社:アメリカンファミリー生命保険会社
- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (3) 簡易保険団体保険料払込制度
- (4) 成人病検診
- (5) パソコンセミナー割引
- (6) 葬儀・儀式サービス
- (7) 貸倒保障制度普及促進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) 貸会議室の利用推進
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

平成28年度 正味財産増減計算書(案)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 基本財産運用益	0	0		0	0
2. 特定資産運用益	0	4,800,000		15,000	4,815,000
3. 受取会費	21,048,050	0	10,583,526	6,624,424	38,256,000
4. 事業収益	497,500	1,010,000	420,000	0	1,927,500
5. 受取補助金	19,783,800	0	600,000	0	20,383,800
6. 受取負担金	0	0		240,000	240,000
7. 受取寄付金	405,000	0		0	405,000
8. 雑収益	530,000	0		125,000	655,000
経常収益計	42,264,350	5,810,000	11,603,526	7,004,424	66,682,300
(ii) 経常費用					
1. 事業費	44,434,350	2,900,000	11,913,526		59,247,876
2. 管理費				8,635,430	8,635,430
経常費用計	44,434,350	2,900,000	11,913,526	8,635,430	67,883,306
当期経常増減額	△ 2,170,000	2,910,000	△ 310,000	△ 1,631,006	△ 1,201,006
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益					
経常外収益計	0	0		0	0
(ii) 経常外費用					
経常外費用計	0	0		0	0
当期経常外増減額	0	0		0	0
税引前当期一般正味財産増減額					△ 1,201,006
法人税、住民税及び事業税	0	400,000	0	0	400,000
当期一般正味財産増減額					△ 1,601,006
一般正味財産期首残高					246,573,563
一般正味財産期末残高					244,972,557

青年部会 租税教室を実施



平成27年度の租税教室は、相模原市の小学校6年生を対象に3校12講義開催されました。

税金はなぜ必要なのか、どのように使われているのかなど、クイズを交えて楽しく分かりやすい、笑顔あふれる授業となりました。

2/3(水) 淵野辺小学校 4講義



佐藤 俊太郎 氏 (株)佐藤ガスサービス



松田 桂吾 氏 (有)松田建設工業



岡田 耕次郎 氏 岡田・沼法法律事務所



林 大介 氏 (有)ハヤシ美掃

2/16(火) 共和小学校 4講義



岡野 智博 氏 (株)ケイ・アース



高橋 和也 氏



牧 恒太 氏 (株)MAKIエンジニアリング



小池 重憲 氏 (株)小池設備

2/26(金) 麻溝小学校 4講義



佐藤 俊太郎 氏 (株)佐藤ガスサービス



若林 美佳 氏 (有)MSWプランニング



名取 政子 氏 クチコミュニケーションズ



伊藤 由樹 氏 (株)相模工業

研修会 2/14(日)

大沢支部



研修会

内容／知られざるキスカ島突入の決断 講師／麻布大学私塾
会代表 渡邊春吉 氏 場所／相模原市産業会館4F

研修会 3/3(木)

南台地区



税務研修会

内容／詳しく知りたい！マイナンバー制度と税務！ 講師／相
模原税務署担当官 場所／二宮神社神楽殿

活動フラッシュ

2016年2月▶3月

講演会 3/6(日)

中央南支部



講演会

内容／落語で学ぶ相続・遺言・事業継承 講師／行政書士きざき法務オ
フィス 代表 木崎海洋 氏(こころ 亭久茶 氏) 場所／相模原法人会館

講演会 3/8(火)

厚生事業等推進委員会



健康セミナー

内容／認知症予防のライフスタイル 講師／新百合ヶ丘総合
病院 神経内科 部長 矢崎俊二 氏 場所／相模原法人会館

講習会 3/24(木)

相模湖地区



健康サポート講習会

内容／引き締まった顔・健康な体を作る自分でできるリンパマッサージ 講
師／日本リンパ協会 代表理事 池田ことみ 氏 場所／相模湖交流センター

講演会 3/26(土)

相模台地区



健康セミナー

内容／骨粗しょう症と運動器腰・膝・首の痛みについて 講師／
小林整形外科院長 小林信男 氏 場所／さがみの自治会館

講演会 3/27(日)

田名支部



講演会

内容/鈴木加奈子トロンボーン演奏とトーク 講師/トロンボーンソリスト 鈴木加奈子氏 場所/相模原市田名公民館 大会議室

社会貢献事業 2/13(土)

麻溝地区



駅の花植え

内容/原当麻駅、下溝駅の花植え

社会貢献事業 3/15(火)

中央北支部



地域美化運動

内容/宮下地域のゴミ拾い

社会貢献事業 3/16(水)

大野中第2地区



クリーン作戦

内容/古淵駅周辺のゴミ拾い

親睦事業 2/21(日)

中央南支部



日帰り親睦旅行

内容/日本最長の吊り橋三島スカイウォークと甲羅本店でのかに料理 場所/三島

親睦事業 2/24(水)

橋本支部



カラオケ大会

内容/橋本支部第2回カラオケ大会 場所/社のホールはしもと8F多目的室

親睦事業 2/25(金)・26(土)

田名支部



親睦旅行

場所/浜松市 館山寺温泉

親睦事業 3/6(日)

上溝支部



日帰り研修旅行

内容/三島大吊り橋と葦山反射炉日帰り旅行 場所/伊豆方面

平成28年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成28年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ **受験資格**
- 1 平成28年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成29年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ **申込手続**
- 1 インターネット申込み(原則、インターネット申込みとなります。)
 - (1) 受付期間
 - ・平成28年6月20日(月)9時～平成28年6月29日(水) [受信有効]
 - ・申込専用アドレス [<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - (2) 受験案内(インターネット申込用)交付期間及び入手方法
 - ・平成28年5月9日(月)～平成28年6月29日(水)
 - ・人事院ホームページ(国家公務員採用情報NAVI)からダウンロード [<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
 - (注) 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)にも備え付けています(土・日曜日及び祝日を除く9時から17時。)
 - 2 インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
 - (1) 受付期間
 - ・平成28年6月20日(月)～平成28年6月22日(水)
 - ・郵送:平成28年6月22日(水)までの通信日付印有効
 - ・持参:平成28年6月22日(水)17時までの提出に限り有効
 - (2) 受験申込書提出先
 - 希望する第1次試験地に対応する人事院各地方事務局(所)
 - (注) 第1次試験地が東京国税局管内の場合は人事院関東事務局
〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1
 - (3) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間及び交付場所
 - ・平成28年5月9日(月)～平成28年6月22日(水)
 - ・東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(土・日曜日及び祝日を除く9時から17時)
- ◇ **試験日**
- 第1次試験 平成28年9月4日(日)
第2次試験 平成28年10月12日(水)～平成28年10月21日(金)のうち、指定された日時
- ◇ **問合せ先** 相模原税務署総務課 (Tel 042-756-8211 内線411)

税金を期限内に納付できなかった場合は…

税金を期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で口座振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

※ 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。また、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、平成28年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.8%の割合
- ② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年9.1%の割合

具体的な延滞税の計算は、上記の①又は②の期間ごとに次表により計算します。

※ 国税庁ホームページにおいて、簡単に計算することができます。

①

納付すべき 本税の額 (10,000円未満の 端数切捨て)	×	延滞税の割合 2.8%	×	期間(日数) (注)に掲げる期間	=	金額 (1円未満の 端数切捨て)
365(日)						

(注) 法定納期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日まで
 I 完納の日
 II 納期限の翌日から2か月を経過する日

②

納付すべき 本税の額 (10,000円未満の 端数切捨て)	×	延滞税の割合 9.1%	×	期間(日数) (注)に掲げる期間	=	金額 (1円未満の 端数切捨て)
365(日)						

(注) 上記①の期間の最終日の翌日から完納の日まで
 なお、上記①における期間の最終日が「I 完納の日」の場合は、②の計算は必要ありません。

合計

①の金額	+	②の金額	=	延滞税の額 (100円未満の 端数切捨て)
------	---	------	---	-----------------------------

(注) 上記により計算した「延滞税の額」が1,000円未満である場合には、延滞税はかかりません。



● 谷口中和田地区

有限会社 天神屋

添加物は使わずに安く大量に
 おうちの食卓にうれしい
 祖父の代より伝来の手作りお惣菜



◎ 太 今日、南区上鶴間にある有限会社 天神屋さんを訪ねています。早速店頭には美味しそうなお弁当が並んでいます。こちらではどんな種類のお弁当を作っているのですか？

◎ 天 お惣菜、お弁当、おむすび、お寿司をここで作り、町田の2店舗、相模大野の1店舗、そしてこの店舗で販売しています。お弁当の配達もしています。

◎ 花 もともと、この場所で営業されていたんですか？

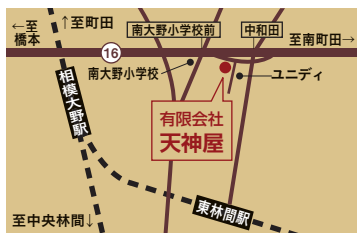
◎ 天 会社の発祥は静岡なんです。僕の祖父と祖母が作りました。この場所に出店したのが40年ほど前のことです。一度は閉めようかという話が出たのですが、私の父親がここを買い取り、有限会社になりました。それが今から28年前の私が3才のときです。そして、家族みんなで引っ越してきました。



望月達也さん。「早く働きたい」思いから大学を3年で自主退学。静岡の天神屋で修業ののち江の島の日本料理店で修業。27歳で家業の有限会社天神屋に就き、30歳の時、先代の実父より同社を受け継ぐ。



← 外観 ↑ 店頭に並ぶできたてのお弁当



● 有限会社 天神屋
 相模原市南区上鶴間1-12-4
 TEL:042-743-0526
 営業時間 9:00~17:00(電話注文は7:00~)
 定休日 なし
 URL <http://tenjinya.info/>

その後、静岡の事業自体は、手に売られました。でも、付き合いはあり、私が23歳の時に約1年半修行させてもらいました。

Ⓣ お店で販売と配達はどれくらいの割合になっているんですか？

Ⓢ お店で販売が一番多いですね。配達の注文も最近は増えてきています。

Ⓣ お弁当の配達先はどのくらい多いのですか？

Ⓢ 自治体が多いですね。今のシーズンだったら、小学校の卒業式の終わった後に食べるお弁当などです。あとは、工事現場などです。エリアは町田が多いですね。

Ⓣ お料理に対してのコンセプトは何かありますか？

Ⓢ 凝ってない家庭料理です。パックに盛り付けてガサガサ持って帰っても見栄えのいいものです。「家庭料理を安く」ですね。

一番多い年齢層は煮物など手作りのお惣菜をメインにやっているので、お年寄りが多いですが、これからは若者にも好かれるようなもの

をめざしています。強みはお惣菜です。材料を安くするのでなく、大量に作ることで安くしています。家庭で作るよりも安いくらい値段は低くしていますよ。

Ⓣ 素朴な家庭料理とは嬉しくなりますね。味つけなどでこだわりはありますか？

Ⓢ 添加物は使わないようにしています。その代り、朝作ったものは持ち帰り方で傷むことがあります。中には苦情を言われるお客様がありますが、逆に無添加で安心するお客様もいらっしゃいます。

Ⓣ 健康にも良いし、添加物は味でわかりますからね。

Ⓣ 人気のお惣菜はありますか？

Ⓢ 里芋の煮物ですね。うちは砂糖と醤油のみで煮るんです。出汁は鳥皮で取ります。それを大きな蒸気の釜で煮るので家庭ではできません。

Ⓣ とってもおいしいそう!! それは伝来のレシピですか？

Ⓢ そうですね。ほとんどが祖父・祖母から受け継いだままやっているとします。祖父は今80歳を過ぎて

いますが、月に1度は、必ず電車であって来てくれています。

Ⓣ 今後は、新しい店舗を増やしていかれるご予定ですか？

Ⓢ 今は、飲食店を出したいという思いがあります。江の島で、シラス井などを出す店で修行させてもらった経験がありまして、魚のさばきをたくさんやらせてもらいました。刺身も出させてもらえるようになったんですよ。27歳の時に実家に戻り、30歳になった去年、父親が引退して家業を継ぎました。今後は様々なシーンで天神屋の味を提供できるようになりたいと思っています。

Ⓣ これからの天神屋さん、益々大きくなっていきそうですね。

Ⓢ やりたいことがいっぱいあります。事業も攻めていきたいという思いがあります。相模原市は結構広く、注文をもらえるエリアをもっと広げたいと思っています。そのためには人脈を作ることが大事だと思っています。ですから法人会の事業にも積極的に参加しています。おかげさまで人脈と注文は増えています。



ボリュームのある種類豊富な惣菜



手際よく進められる惣菜の下ごしらえ



野菜のおかずが多いのも嬉しい

知っていますか？

平成28年4月
スタート

障害者差別解消法

みんなで考えてつくろう
差別のない社会

障害者差別解消法って

どんな法律なの？



「障害を理由とする差別」をなくすための法律です

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障害があるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

この法律で
対象となる

「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含みます)、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

この法律で
対象となる

「民間事業者」とは？

営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます！

不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。

合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮をしないことです。

・お問合せ先 相模原市障害政策課 Tel 042-707-7055 FAX 042-759-4395

新会員紹介

平成28年2月・3月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
OPEN SESAME 合同会社	障がい者支援施設	片桐 大義	相模原市中央区中央3-11-19 第2棟本ビル102	中央南第1
エスケークリエイト 株式会社	不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介、ピラティス教室運営	渥美 真一	相模原市中央区千代田7-3-23	中央南第2
株式会社 ケークラフトサービス	自動車板金塗装	永井 勝也	相模原市中央区星が丘4-12-17	中央南第2
株式会社 ミツ井	建設業	三ツ井 英子	相模原市中央区千代田4-3-3	中央南第2
萩原製畳 有限会社	畳製作業	萩原 真澄	相模原市中央区高根2-1-18	中央南第3
K・S-LINE 株式会社		山口 和成	相模原市緑区大島2310-2	大沢
株式会社 スマイル介護サービス	介護保険事業	國安 繁和	相模原市南区麻溝台6-12-12	麻溝台

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会…… 無料
 - ◎会員会社でのご利用 …………… 会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用 …………… 一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員みなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：4,000部
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者 プレゼント

応募締切り
5月31日(火)

環境にやさしい「無洗米」を 20名様 にプレゼント!!

とぎ汁なしの無洗米で地球環境保全運動を! みんなの地球をいつまでも…

環境負荷の低減に努める事業者から、製品やサービスを購入することはグリーン購入にあたります。

グリーン購入は、誰でも今すぐできる地球環境保全運動の第一歩です。

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたは郵送でお申込みください。

- ① 希望商品名：「無洗米」
- ② ご住所 ③ お名前 ④ 電話番号
- ⑤ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。
また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

提供元：北相米穀株式会社
ISO14001およびISO9001認証取得

今すぐハガキが
FAXで!



会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273

<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16

会社案内
フルカラー
A4 4頁 (A3 2つ折り)
16,800円^{50部}~

全国685社の制作実績

外回り営業とHP 営業を両立!

ハイセンスな製品案内、会社案内、ホームページを簡単作成

当日発送、翌日発送、ご相談ください。

即納 **小ロット** **低価格** **高品質**

01. デザインはテンプレートから選ぶだけ
02. 原稿をエクセルに入力してメールするだけ
03. 難しい文章作成も、文例を掲載しています
04. 5200万点の画像から、お好みの画像をご使用頂けます

check! 業種別専門テンプレート!

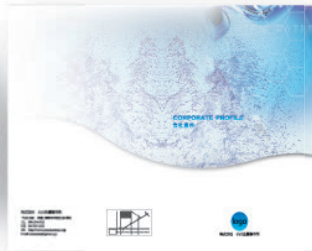
- 建築
- IT
- 商社
- 介護
- 美容
- 服飾
- 工務店
- 不動産
- 一般事務
- 環境
- 人材
- etc..

※上記はほんの一例です。詳しくはHPにアクセスQ



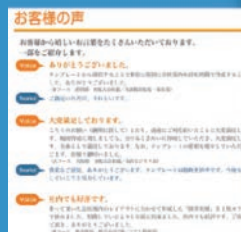
▽ 表面

▽ 裏面



さらに +2 ページで製品案内、商品案内にも!
+6 万円で同イメージのホームページ作成!

弊社HP
会社案内印刷コム



※ HP からのご注文受付となります

詳しくはこちらからアクセス!

kaisha-annai.info



株式会社栄文舎印刷所



A4 4頁 (A3 / 2つ折り) アートポスト_160kg (四六換算)

コース詳細、ご注文方法はHPをご覧ください。

部	50部	100部	200部	300部	400部	500部	1,000部	2,000部
Aコース	16,800円	23,000円	28,000円	30,000円	32,000円	34,000円	48,000円	57,000円
Bコース	34,000円	37,000円	40,000円	43,000円	46,000円	49,000円	68,000円	85,000円

■ HP を同時に作成できます。上記金額に一律 +60,000円 (サーバーが無い方は別途 19,500円 / 年間)

(消費税込 送料無料)

Ep 栄文舎
Eibunsha-Printing

お問い合わせはこちらまで
〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野545
TEL.042(784)1185 FAX.042(784)6637

栄文舎印刷所 <http://www.eibunsha.co.jp>
会社案内印刷コム <http://www.kaisha-annai.info>

プリントブック <http://www.printbook.jp>
PTA広報イービー <http://www.ptakoho.jp>

